

GMDSS の近代化に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編, P 編及び PS 編
安全設備規則
無線設備規則
鋼船規則検査要領 H 編, P 編及び PS 編
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領

改正事項

GMDSS の近代化に関する事項

改正理由

現在の GMDSS は 25 年以上前の技術を前提に構築されたものであることから, IMO では, 昨今の衛星通信技術の発達等を考慮し, GMDSS 全体の性能向上を目的とした見直しを行ってきた。

上記見直しの一環として, 2018 年 5 月に開催された IMO 第 99 回海上安全委員会において, インマルサット以外の GMDSS 衛星サービスプロバイダの参入を認めるための SOLAS 条約第 IV 章の改正が, IMO 決議 MSC.436(99)として採択された。

当該改正の主な内容は, 「インマルサット」という記載を「認定された移動衛星業務」という記載に改めるものである。

このため, 当該決議に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

関連規則における記載を, 「インマルサット」に代えて「本会が適当と認める移動衛星業務」を利用することも認められる旨に改めた。

改正条項

鋼船規則 H 編 3.3.2
鋼船規則 P 編 12.2.4, 12.4.3, 12.5.3
鋼船規則 PS 編 8.3.2
安全設備規則 4 編 2.1.23, 2.1.24, 表 2.1
無線設備規則 1.1.5, 3.2.4, 表 4.3, 表 4.4, 4.6.1, 表 4.7.2-2., 表 4.7.2-3., 表 4.7.2-4., 4.8.2, 4.8.3
鋼船規則検査要領 H 編 H3.3.2
鋼船規則検査要領 P 編 P12.2.4, P12.4.3, P12.5.3
鋼船規則検査要領 PS 編 PS8.3.2
安全設備規則検査要領 3 編 2.16.1, 4 編 2.1.23, 2.1.24, 2.1.30
無線設備規則検査要領 2.4.2, 4.3, 4.4, 4.7.2, 4.8.2, 4.8.3